

相談支援事業所 花 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 赤城の家（以下「事業者」という）が設置する相談支援事業所 花（以下「事業所」という）において実施する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定計画相談支援等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援等の提供を確保することを目的とする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 指定計画相談支援等の事業は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 指定計画相談支援等の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者若しくは特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所 花
- (2) 所在地 群馬県桐生市新里町赤城山571-5

(管理者及び従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に、この規程及び関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 相談支援専門員 1名

相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という）の作成および継続的なモニタリング等を行い、適切な障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域相談支援（以下「障害福祉サ

ービス等」という)の利用が行われるようにする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで(年末年始、夏季休暇を除く)
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第6条 事業所の相談支援専門員が行う指定計画相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明

指定計画相談支援等の提供に当たっては、その趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

- (2) サービス等利用計画等の作成の開始

サービス等利用計画等の作成に当たっては、利用者等の希望を踏まえ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。また、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児通所支援事業者等又は指定一般相談支援事業者に関する情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。

- (3) アセスメントの実施

適切な方法により、利用者についてその心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という)を行う。

- (4) サービス等利用計画案等の作成

アセスメントに基づきサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案(以下「サービス等利用計画案等」という)を作成し、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。当該サービス等利用計画案等を利用者等に交付する。

- (5) サービス担当者会議の開催

支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整等を行うとともに、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、当該サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- (6) サービス等利用計画等の作成

前号によりサービス等利用計画等を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。サービス等利用計画等を作成した際には、利用者等及び担当者に交付する。

- (7) モニタリングの実施

サービス等利用計画等の作成後、その実施状況の把握(利用者についての継続的な評価

を含む。以下「モニタリング」という)を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更を行う。

(計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画相談支援対象障害者等又は障害児相談支援対象保護者（以下「計画相談支援対象者等」という）から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象者等の選定により次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援等を提供する場合は、それに要した交通費の支払を計画相談支援対象者等から受けることができるものとする。

3 事業者は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象者等に対し交付するものとする。

4 事業者は、第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、桐生市、みどり市とする。

(指定地域相談支援を提供する主たる対象者)

第9条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳以上の者）
- (2) 知的障害者（18歳以上の者）
- (3) 精神障害者（18歳以上の者）
- (4) 障害児（18歳未満の者）

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

第11条 事業者は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 3 事業者は、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事または市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 12 条 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
 - 3 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 13 条 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- 2 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
 - 3 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならないものとする。
 - 5 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
 - 6 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から 5 年間保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 変更 第 5 条 (1) 営業日 社会福祉法人 赤城の家 年間カレンダーによる。
第 5 条 (1) 営業日 月曜日から金曜日まで (年末年始、夏季休暇を除く)